

新型インフルエンザA（H7N9）緊急事態宣言について

平成X年11月27日
新型インフルエンザA（H7N9）
政府対策本部長決定

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザA（H7N9）に関する新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び下記に掲げる事項を公示する。

記

(1) 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間

平成X年11月27日から2年間

(2) 新型インフルエンザ等緊急事態措置（ただし、特措法第46条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域

全国

(3) 新型インフルエンザ等緊急事態の概要

平成X年11月27日に国内で感染確定例が報告された新型インフルエンザA（H7N9）については、次の情報が得られており、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものであって、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

①平成X年11月27日時点での感染確定例は、A県から2例、C県から2例が報告されているが、これら計4例のうち、2例は肺炎を引き起こしているほか、A県、C県及びE県から報告されている疑い患者計16例についても、そのうちの4例が肺炎の症状を引き起こしている。

②海外でも肺炎や脳症の患者が多数生じていることが報告されており、また、ウイルス学的解析から高い病原性を持つことが示唆される。

③肺炎の発症頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められる。

④A県及びC県から報告された4例の感染確定例の積極的疫学調査の結果、C県初発の感染確定例を発端として他の3例が感染したものと考えられるが、このC県初発例については、海外渡航歴がなく、感染経路が特定できない。また、E県から報告されている5例の疑い患者や、高熱・せき等のインフルエンザ様症状を呈している15例の検査中の患者については、A県及びC県から報告された感染確定例との関係がなく、別の感染経路により感染した可能性が高い。

以上

基本的対処方針の比較

基本的対処方針（海外発生期） （平成X年11月10日）	基本的対処方針（国内感染期） （平成X年11月27日）
<p>政府は、Y国における新型インフルエンザA（H7N9）の発生は、危機管理上重大な課題であるとの認識の下、取組を進めることとする。</p> <p>現段階では病原性・感染力等に関する情報が限られているため、国民の生命・健康の安全を確保する観点から、病原性の高い新型インフルエンザである可能性も念頭に対策を実施するが、更なる情報が得られ次第、適切な対策に切り替えていく。</p>	<p>政府は、新型インフルエンザA（H7N9）の発生は、危機管理上重大な課題であるとの認識の下、取組を進めているところである。</p> <p>11月27日、A県及びC県において、国内で初めて新型インフルエンザの患者が確認された。この新型インフルエンザは、季節性インフルエンザに比べると肺炎の発生頻度が相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある。また、C県で確認された新型インフルエンザ患者に、その感染経路が特定できない者がおり、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>以上により、11月27日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザA（H7N9）緊急事態宣言を行った。また、同日に、発生段階は政府行動計画に定める海外発生期から国内感染期に移行した。</p> <p>国内で初めて新型インフルエンザの患者が確認されたばかりであるが、感染経路が特定できない者がおり、また、このほかに多くの疑い患者も確認されていることから、既に国内では感染の拡大が始まっていると考えられ</p>

基本的対処方針（海外発生期） （平成X年11月10日）	基本的対処方針（国内感染期） （平成X年11月27日）
	<p>る。今後は、国内で感染が更に拡大していく事態を想定し、国内対策を更に強化していく。</p> <p>緊急事態措置を実施すべき期間は11月27日から2年間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は、全国である。なお、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、期間内であっても速やかに緊急事態を解除する。</p>
<p>一 新型インフルエンザ発生の状況に関する事実</p> <p>今回の新型インフルエンザは、10月以降にY国において新たに感染が確認された患者の約2割が死亡するなどの報告があるが、感染源及び感染経路については不明の状況であり、発生国で感染者の報告が続く可能性がある。</p> <p>なお、現段階では、国内での発生は確認されていない。</p>	<p>一 新型インフルエンザ発生の状況に関する事実</p> <p>11月27日、A県及びC県において、国内で初めての新型インフルエンザの患者として、4名の患者が確認された。また、A県、C県及びE県において、16名の疑い患者が確認され、このほかE県において、高熱・せき等のインフルエンザ様症状を呈している15名の検査中の患者が確認されている。</p> <p>4名の新型インフルエンザ患者は、いずれも海外渡航歴がなく、C県において確認された新型インフルエンザ患者に感染経路が特定できない者がおり、今後国内で感染が更に拡大していくことが想定される。</p> <p>また、4名の新型インフルエンザ患者のうち2名については重篤化し肺炎を引き起こしており、海外でも、季節性インフルエンザと比べ、肺炎や脳症を引き起こす患者が多いことが報告されている。</p>

基本的対処方針（海外発生期） （平成X年11月10日）	基本的対処方針（国内感染期） （平成X年11月27日）
<p>二 新型インフルエンザへの対処に関する全般的な方針 新型インフルエンザの国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努めるとともに、国内発生に備えて体制の整備を行うべく措置を講ずる。</p>	<p>二 新型インフルエンザへの対処に関する全般的な方針 国内で感染が既に拡大していることから、医療体制を維持し、健康被害や国民生活及び国民経済への影響を最小限に抑えることを目的として、対策を講じていく。 また、地域ごとに発生の状況が異なるため、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていく。</p>
<p>三 新型インフルエンザ対策の実施に関する重要事項</p> <p>1. 国際的な連携を密にし、発生国におけるり患の状況、WHOや諸外国の対応状況、新型インフルエンザウイルスの特徴等に関する情報収集に最大限の努力を払うとともに、国内サーベイランスを強化する。</p> <p>2. 国民に迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、問</p>	<p>三 新型インフルエンザ対策の実施に関する重要事項</p> <p>1. 国際的な連携を密にし、発生国におけるり患の状況、WHOや諸外国の対応状況、新型インフルエンザウイルスの特徴、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等に関する情報収集に最大限の努力を払う。</p> <p>2. 新型インフルエンザ患者等の全数把握を全国での数百人程度の患者の発生まで行う。それ以降は地域感染期に入った都道府県は原則として全数把握を中止する。また、学校等での集団発生の把握などについては、症例数等に応じて適切なサーベイランスを実施する。</p> <p>3. 国民に迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、問</p>

基本的対処方針（海外発生期） （平成X年11月10日）	基本的対処方針（国内感染期） （平成X年11月27日）
<p>い合わせに対しては、厚生労働省や地方公共団体の相談窓口において適切に対応する。</p> <p>3. 在外邦人に対し支援を行うこと並びに国内での予防及びまん延をできる限り遅らせることを目的として、以下の対策を実施する。</p> <p>（1）発生国への渡航について感染症危険情報等の発出及び空港における広報活動の強化</p> <p>（2）発生時の在外邦人に対する情報提供等支援の強化、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況の確認及び医療機関から払底した場合の在外邦人への提供等支援の強化</p> <p>（3）発生国からの帰国を希望する邦人を支援するための諸対策の推進</p>	<p>い合わせに対しては、厚生労働省や地方公共団体の相談窓口において適切に対応する。</p> <p>4. 海外発生国の状況に応じた感染症危険情報等を適宜発出するとともに、海外発生国の在外邦人に対する支援を行う。</p> <p>5. 国内での健康被害を最小限に抑えることを主たる目的として、以下の予防・まん延防止対策を実施する。</p> <p>（1）住民等に対するマスク着用等の基本的な感染対策の要請や、事業者に対する職場における感染対策の徹底の要請等</p> <p>（2）必要に応じ、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安の提示及び学校保健安全法に基づく学校の臨時休業の適切な実施の要請</p>

基本的対処方針（海外発生期） （平成X年11月10日）	基本的対処方針（国内感染期） （平成X年11月27日）
<p>（4）検疫を始めとする水際対策の強化</p> <p>4. 国内における新型インフルエンザ患者の発生に備え、以下の対策を実施する。</p> <p>（1）帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置</p> <p>（2）医療機関及び医療関係者への迅速な情報提供</p> <p>（3）国内発生に備えた検査体制の再確認</p> <p>（4）抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握、適切な使用及び適正な流通</p> <p>（5）ワクチンの開発</p>	<p>（3）地域感染期における患者の同居者以外への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与についての原則見合わせ</p> <p>（4）地域未発生期又は地域発生早期の都道府県では、必要に応じて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者の入院措置等の対応や、濃厚接触者への外出自粛要請・健康観察等の措置の実施</p> <p>6. 検疫を始めとする水際対策については、通常の状態に戻す。</p> <p>7. 医療の提供については、地域感染期の都道府県では、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来を中止し、一般の医療機関での診察に移行する。また、入院治療を重症患者に限定することや、ファクシミリ等による処方箋の送付等、患者の増加に対応した適切な医療を実施する。</p> <p>なお、地域未発生期又は地域発生早期の都道府県は、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来での対応を継続する。</p> <p>その他、以下の対策を実施する。</p> <p>（1）医療機関及び医療関係者への迅速な情報提供</p>

基本的対処方針（海外発生期） （平成X年11月10日）	基本的対処方針（国内感染期） （平成X年11月27日）
<p>5. 事業者に対して、感染対策の準備等を行うよう要請する。</p>	<p>(2) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握と適正な流通 (3) ワクチンの開発 (4) 在宅で療養する患者の支援 (5) 医療機関・薬局及びその周辺における必要に応じた警戒活動の実施</p> <p>8. 国民生活及び国民経済の安定の確保のため、以下の呼びかけ・要請を行う。</p> <p>(1) 食料品、生活必需品等を購入する場合の国民に対する消費者としての適切な行動の呼びかけ (2) 事業者に対する食料品、生活必需品等の価格高騰を防ぐことや買占め及び売惜しみをしないことの要請 (3) 事業者に対する従業員の健康管理の徹底や職場における感染対策の要請</p>
	<p>四 新型インフルエンザ緊急事態措置の実施に関する重要事項</p> <p>必要に応じて以下の緊急事態措置を実施する。なお、これらの各措置は、国民の行動を制限する面や、社会・経済活動に影響を与える面も踏まえつつ、発生状況に応じて実施する。</p>

基本的対処方針（海外発生期） （平成X年11月10日）	基本的対処方針（国内感染期） （平成X年11月27日）
	<p>1. 都道府県知事は、地域の発生状況等を考慮し、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく不要不急の外出自粛等の要請や施設の使用制限等の要請等を行う。実施に当たっては、以下の運用方針を踏まえることとし、施設の使用制限等の要請等における施設類型ごとの運用方法等の詳細については、内閣官房及び関係省庁において別途定める。</p> <p>（1）まん延防止に効果があると考えられる期間を最大14日間として、実施期間を定める。ただし、状況に応じて延長することも想定される。</p> <p>（2）地域的な一体性を踏まえて、まん延防止に効果があると考えられる市町村単位又はブロック単位の区域を実施区域として定める。</p> <p>2. 区域内の医療機関が不足した場合に、必要に応じ、定員超過入院や臨時の医療施設の設置等により、医療体制を確保し、適切な医療を提供する。</p> <p>3. 国民生活・国民経済の安定の確保のため、以下の措置を実施する。</p> <p>（1）指定公共機関及び指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより事業を継続し、適切に緊急事</p>

基本的対処方針（海外発生期） （平成X年11月10日）	基本的対処方針（国内感染期） （平成X年11月27日）
	<p>態措置を実施する。</p> <p>（2）国民に対し、サービス提供水準が相当程度低下する可能性があることを呼びかける。</p> <p>（3）緊急の必要がある場合には、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、食料品や医薬品等の配送を要請する。</p> <p>（4）対策の実施に必要な物資の確保に当たって、必要に応じ、物資の売渡しの要請、収用を行う。</p> <p>（5）生活関連物資等の価格の高騰や、買占め、売惜しみが生じないように、調査・監視、要請等の必要な措置を行う。</p> <p>（6）在宅高齢者、障害者等の要援護者への生活支援等を行うよう、市町村に要請する。</p> <p>（7）混乱に乗じた各種犯罪を防止するため、広報啓発活動を推進し、取締を徹底する。</p> <p>（8）その他国民生活及び国民経済の安定の確保のために必要な措置を適切に実施する。</p>